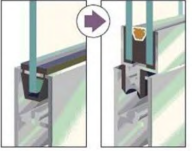

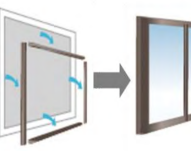
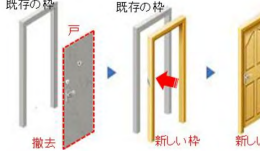


# エコリフォームに対する補助額

①から③及び④Bのリフォームは、住宅ストック循環支援事業の事務局に登録された型番の製品を使用した工事のみが対象です。

## ① 開口部の断熱改修

※ 管理組合が発注者である共同住宅(共用部分)のリフォーム工事として申請可能(内窓除く)

<b>ガラス交換</b> 既存のガラスを複層ガラス等に交換 3,000円～8,000円 	<b>内窓設置</b> 既存サッシの内側に樹脂製の内窓を設置 8,000円～20,000円 	<b>外窓交換</b> 古いサッシを枠ごと取外し、新しい断熱窓を取り付け 8,000円～20,000円 	<b>ドア交換</b> 古いドア・引戸を新しいドア・引戸に交換 20,000円、25,000円 
---	--	--	---

※ 窓やドアのサイズによって、補助額が異なります。

## ② 外壁、屋根・天井又は床の断熱改修

※ 管理組合が発注者である共同住宅(共用部分)のリフォーム工事として申請可能

<b>外壁の断熱改修</b> 既存の外壁の断熱材を撤去し、敷込断熱等を施工 120,000円 (60,000円) 	<b>屋根・天井の断熱改修</b> 既存天井の断熱材を撤去し、敷込断熱等を施工 36,000円 (18,000円) 	<b>床の断熱改修</b> 床下・基礎に敷込断熱等を施工 60,000円 (30,000円) 床には畳を含む 
---	---	--

※ 断熱材を規定量以上使用する工事が対象。補助額の下段( )書きは部分断熱の場合の補助額。

## ③ 設備エコ改修 (5種類のエコ住宅設備のうち、3種類以上を設置する工事)

<b>太陽熱利用システム</b> 屋根に集熱器を設置し、軒先や屋内等に蓄熱槽を設置 24,000円 	<b>高断熱浴槽</b> 24,000円 	<b>節水型トイレ</b> 24,000円 
<b>高効率給湯機</b> 24,000円 <ul style="list-style-type: none"> <li>電気ヒートポンプ給湯機 (IJCット)</li> <li>潜熱回収型ガス給湯機 (IJC'ォ-ス)</li> <li>潜熱回収型石油給湯機 (IJC'ォ-B)</li> <li>ガスエンジン給湯機 (IJC'ォ)</li> <li>ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機 (ハイリット 給湯機)</li> </ul>	<b>節湯水栓</b> 3,000円 <ul style="list-style-type: none"> <li>台所水栓 「手元止水機能」又は「水優先吐水機能」</li> <li>洗面水栓 「水優先吐水機能」</li> <li>浴室シャワー水栓 「手元止水機能」又は「小流量吐水機能」(シャワーヘッドのみの交換は除く。)</li> </ul>	

※ 設備の種類に応じた額を補助(各1箇所のみ)。

## ④ 併せて対象とするリフォーム等

※ AからEのリフォーム等は、①から③のいずれかのリフォームと併せて行う場合に限り対象

### A. バリアフリー改修

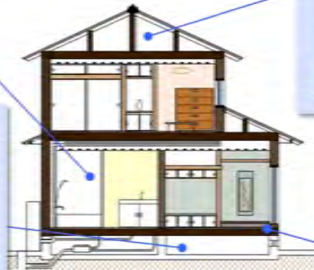
対象工事	補助額
手すりの設置	6,000円
段差解消	6,000円
廊下幅等の拡張	30,000円

### B. エコ住宅設備の設置

『③設備エコ改修』と同じエコ住宅設備のうち、2種類以下の設備を設置

### C. 木造住宅の劣化対策(リフォーム瑕疵保険に加入するものに限る)

<b>浴室・脱衣室</b> 浴室のユニットバス設置 30,000円 脱衣室の耐水性仕上げ 8,000円	<b>小屋裏</b> 小屋裏換気口設置 8,000円 小屋裏点検口設置 3,000円
<b>床下</b> 土間コンクリート打設 120,000円 床下点検口設置 3,000円	<b>軸組・土台</b> 防蟻防蟻処理 20,000円



※ AからCのリフォームは、工事内容・設備の種類ごとに、各1箇所分の額を補助。

### D. 耐震改修 150,000円/戸

耐震性を有しない住宅を現行の耐震基準に適合させる工事  
 【現行の耐震基準】  
 ①建築基準法施行令第3章および第5章の4に規定する基準  
 ②耐震改修促進法に基づく「地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準」(平成18年国土交通省告示第185号)

### E. リフォーム瑕疵保険 11,000円/件

エコリフォームについて、保険法人が取り扱うリフォーム瑕疵保険に加入した場合(マンションの共用部分については、大規模修繕工事瑕疵保険が対象)

※ D、Eは、管理組合が発注者である共同住宅(共用部分)のリフォーム等として申請可能

## 耐震性を有することの確認について

### 【耐震性を有することについて】

※ エコリフォームの対象住宅について、次のいずれかの書面により確認

- イ) 建築確認がなされた日付が昭和56年6月1日以降の建築確認済証等
- ロ) 表示登記がなされた日付が昭和58年4月1日以降である登記事項証明書
- ハ) 建築士が耐震性を有することを確認した、所得税等の証明書又は本制度独自の証明書